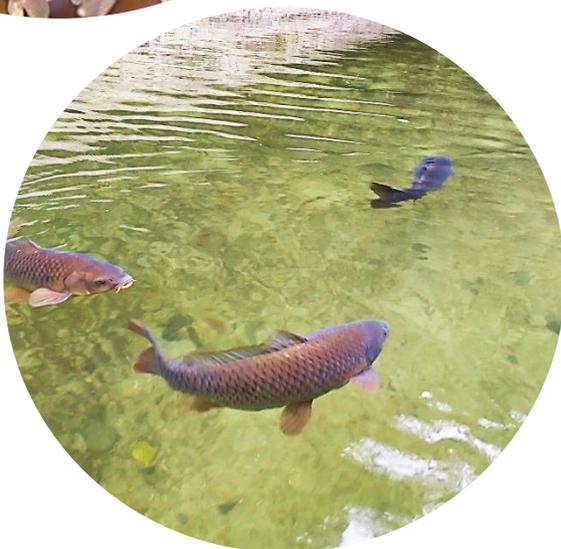


環境報告書 2019



独立行政法人
農林水産消費安全技術センター



2019

ENVIRONMENTAL
REPORT

環境報告書 2019 目次

I 環境報告書の発行に際して	
○はじめに	1
II 事業概要	
○FAMICの役割	2
○組織体制	3
○業務の概要	4
III 環境配慮の取組に関する目標・計画	
○概要	11
○環境配慮の基本方針	12
○環境配慮への行動目標	13
○環境計画	14
IV 環境計画（行動目標・計画）の取組状況	
○行動目標 1	
ー検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄（分析業務）	19
○行動目標 2	
ー分析機器の効率的な利用	26
○行動目標 3	
ー水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクル	27
○行動目標 4	
ーグリーン購入法に基づく調達	32
○行動目標 5	
ー役職員への環境教育の実施、FAMICにおける環境配慮への取組状況の発信	33
V 環境報告書に対する外部の方からの意見	37

ー環境報告書2019についてー

「環境報告書2019」は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(環境配慮促進法)に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「FAMIC」)が2018年度に取り組んだ環境活動の内容についてご報告するものです。

・報告対象範囲

本部及び全地域センター

・報告対象期間

2018年4月～2019年3月

・数値の端数処理

表示桁未満を四捨五入しています。

・参考にしたガイドライン

「環境報告ガイドライン(2012年版)」(環境省)
「環境報告書に係る信頼性向上の手引き(第2版)」(環境省)

・発行日

2019年9月

・公表媒体

FAMICホームページ
<http://www.famic.go.jp/>

【作成部署及び連絡先】



独立行政法人農林水産消費安全技術センター
環境配慮・無駄削減推進委員会
(事務局:総務部総務課)

〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
さいたま新都心合同庁舎検査棟
TEL:050-3797-1830
FAX:048-600-2372

本報告書に関するご意見、ご質問は上記まで
お願いいたします。

Ⅰ 環境報告書の発行に際して

はじめに

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（Food and Agricultural Materials Inspection Center、略称「FAMIC」。）は、農林水産行政と密接に連携しつつ、農業生産資材（肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材）や農林水産物等を対象として科学的な検査・分析を行い、農業生産資材の安全性の確保、食品等の品質の改善、食品表示の適正化等に技術で貢献しています。

FAMICでは、これらの業務を行うに当たって、環境への配慮と省エネルギーにも十分に留意し、関連する諸法規及びFAMICとして取り決めた事項を遵守し、国民の皆様に一層質の高いサービスを提供してまいります。

事業活動における環境負荷の低減のための具体的な行動として、2015年度に環境配慮を計画的・体系的に推進するための体制を整備し、以降、その体制に基づき、省エネルギー・省資源、廃棄物の適正処理、廃棄物の削減、再使用・リサイクル率アップのほか、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などに積極的に取り組んでいます。

これらの取組については、検査施設の見学・公開等による地域社会とのコミュニケーションを通じ、FAMICの環境問題への取組について理解いただくよう努めてきたところです。

今後、気候変動や廃棄物処理などにかかる取組に限らず、SDGsの目標達成をはじめ、環境問題に幅広く取り組んでまいります。

この環境報告書を通じ、FAMICの環境への配慮に対する考え方と活動内容をご理解いただくとともに、これらの取組に対してご意見をお寄せいただければ幸いです。

2019年9月

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
理事長 木内 岳志

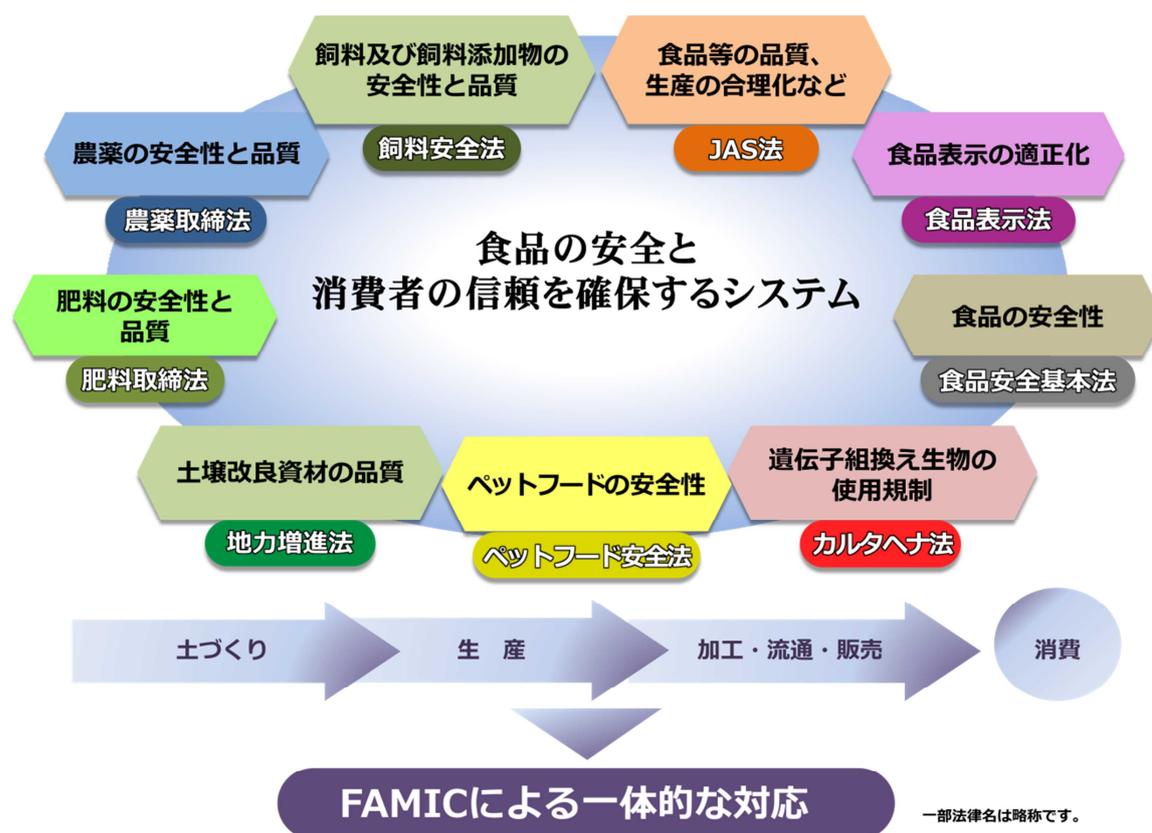


II 事業概要

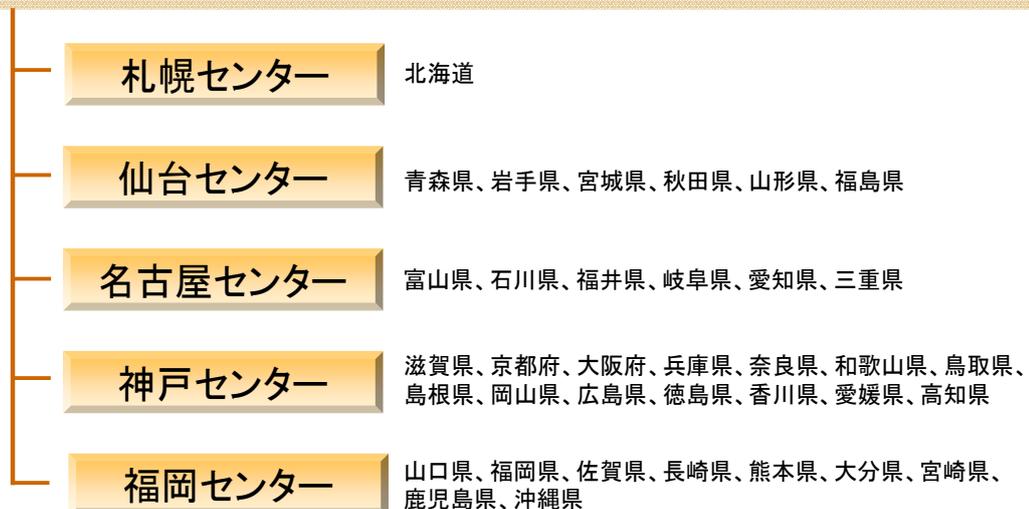
FAMICの役割

食品をめぐる様々な問題が発生する中で、食品の安全と消費者の信頼の確保のためには、農業生産に欠かせない生産資材の安全性の確保と適正な使用、食品の適正な表示などが求められています。

このため、FAMICでは、農林水産省との密接な連携の下に、専門技術的知見を活かして、肥料、農薬、飼料、ペットフード等に関する安全性の検査、食品の表示等に関する検査等の効率的・効果的な実施、食品や農業生産資材に関する情報の提供などを行い、国民の視点に立った、より質の高いサービスの提供に努め、食品の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献して参ります。



組織体制



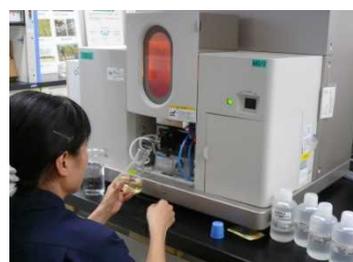
業務の概要

肥料の安全性の確保

肥料の品質等を保全し、公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料取締法(昭和25年法律第127号)に基づき、その規格の公定、登録、検査等が行われています。FAMICでは農林水産大臣の指示により、肥料取締法に係る以下の業務を実施しています。

肥料の登録調査

肥料の生産業者等から提出された登録申請書の記載事項の調査や見本肥料の分析・鑑定や栽培試験などを行い、公定規格への適合性をチェックします。



肥料及び肥料原材料中の金属元素の分析

肥料の立入検査

肥料の生産事業場等に立ち入り、帳簿書類等の検査、肥料の収去等を実施し、有害物質などが基準の範囲内か、保証された成分は確保されているかについて分析・鑑定等を行います。



立入検査における肥料の収去

肥料公定規格の設定等

公定規格の設定や改正のため、肥料の安全性や効果の確認のための調査を行います。



トウモロコシを用いた肥効試験

土壌改良資材の検査

地力増進法(昭和59年法律第34号)に基づき、土壌改良資材の製造事業場に立ち入り、土壌改良資材の集取等を実施し、表示が適正に記載されているかについて試験を行います。

農薬の安全性の確保

農薬は、品質や安全性が確保され、適切に使用されなければ、環境や人に悪影響を及ぼすおそれがあるため、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく登録制度により品質の適正化と安全で適正な使用の確保が図られています。

農薬の登録審査

農薬の登録に際し、申請者から提出された見本品や資料について、使用時の安全性や薬効について審査するほか、農作物等への残留による人への安全性、環境への影響について、登録基準を満たしているか、厳正な審査を行います。FAMICの審査結果に基づき、農林水産大臣によって農薬が登録されます。



申請書類と添付の試験成績書

農薬の立入検査

無登録農薬や品質不良農薬を流通させないため、農薬の製造者等に立ち入り、表示や製造に関する帳簿等の検査、集取した農薬の品質や表示等の検査を行います。

農薬GLP制度に基づく調査

農薬の登録の際に提出される試験成績のうち、毒性、残留性、生態影響や環境動態等に関わる部分は、信頼性の確保を一層確実にするため、GLP基準に適合した試験施設で実施しなければならない仕組み(農薬GLP制度)が設けられています。FAMICはこの制度に基づき、試験施設の調査を行います。

農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査

農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検及び残留状況の調査分析を行います。

飼料等の安全性の確保

飼料及び飼料添加物の使用が原因となって健康を損なうおそれのある有害畜産物が生産されること等を防止するため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)により安全性と品質の確保が図られています。FAMICでは農林水産大臣の指示により飼料及び飼料添加物の安全性と品質を確保するための様々な業務を実施しています。

飼料等の立入検査

飼料や飼料添加物の製造事業場等に立ち入り、帳簿書類等の検査、飼料の収去等を実施し、有害物質などが基準規格の範囲内かどうか等について分析・鑑定を行います。



立入検査における飼料の収去

飼料添加物の検定

抗生物質製剤などの特定添加物を製造または輸入する業者(登録を受けた事業場は除く)がそれらを販売する場合は、FAMICによる検定を受けることが義務づけられており、FAMICでは、製造・輸入業者からの申請に基づき、ロットごとに検定を行います。



LC-MSによるカビ毒の分析

BSEの発生防止に関する業務

BSEの発生防止のため、肉骨粉などの製造事業場が製造基準に適合しているかどうか、現地検査や製品検査により確認を行います。

飼料等のGMP適合確認

飼料等の製造事業者からの申請に応じ、飼料等のGMPガイドラインへの適合状況を現地検査などにより確認し、確認証を発給します。



適合確認のための現地検査

ペットフードの立入検査

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号)に基づき、ペットフードの製造事業場や輸入業者等に立ち入り、帳簿や表示の検査を行うとともに、集取したペットフードや原料について、有害物質などが基準規格の範囲内かどうか等の試験を行います。

食品等の品質と表示の適正化

日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)に規定する『JAS制度』では、農林水産大臣が制定したJASに適合した食品や木質建材等にJASマークを付けることができます。FAMICは、農林水産省と連携して制度に係る様々な業務を実施しています。

また、食品表示法(平成25年法律第70号)に基づき定められた『食品表示基準』では、販売される全ての食品に、食品表示基準に従った表示を行うことが義務づけられており、FAMICでは科学的な検査により、農林水産省と連携して食品の表示を厳しく監視しています。

登録認証機関等に対する調査等

農林水産大臣の指示に基づく登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査を行うとともに、登録認証機関等が適正にJAS認証業務を行っているかどうかを確認するため、立入検査等を行います。



外国における有機ほ場で
の立会調査

JASの制定等に係る調査

JASの制定等については、規格に関する調査・分析を行い、国際化を見据えた規格原案を作成します。また、事業者団体等から提案される規格案についてサポートします。



木質建材の品質に関する調査

食品表示の監視

市販されている食品について、原産地、品種、加工食品の原材料名等が正しく表示されているか否かについて、DNA分析、元素分析や安定同位体比分析などの科学的検査により確認します。

不適正な表示や偽装表示の疑いがあれば、農林水産省に報告し、農林水産大臣の指示に基づき製造工場等へ立入検査等を行います。



安定同位体比測定装置

その他の業務

リスク管理のための分析調査

食品中の有害化学物質や有害微生物による人の健康への悪影響については、その発生の可能性とその悪影響の大きさの程度を事前に予測し、悪影響の発生を未然に防止したり起こる可能性を低減することが重要です。その政策や措置を検討するためには、食品中の有害化学物質や有害微生物の科学的な実態調査が不可欠です。

実態調査の実施にあたり、有害化学物質が含まれる量を精確に把握するためには、適切なマネジメントの下で、妥当性が確認された分析法を用いて分析試験を行わなければなりません。

FAMICでは、麦類のかび毒の試験について ISO/IEC17025 認定を取得し、農林水産省が行う実態調査に信頼性の高い分析結果を提供しています。このほか、民間の試験機関では分析が困難な有害物質について、分析できる体制の確立に取り組んでいます。

国際関係

国際標準化機構 (ISO) における食品や飼料、林産物等の規格を扱う委員会の国内審議団体として、国内意見の取りまとめ等を行っています。

飼料の安全及び分析分野における世界で初の国際獣疫事務局 (OIE) コラボレーティング・センターとして飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等を行っています。

農薬の登録制度に関する国際調和や国際的な残留基準の設定などのために、経済協力開発機構 (OECD) 等の国際会議における議論に農林水産省とともに参加しています。



ISO/TC34 国際会議



情報提供

業務を通じて蓄積した科学的知見をもとに、食品の表示や農業生産資材に関する情報を、講習会、ホームページ、広報誌、メールマガジン等様々なツールにより提供しています。



事業者を対象とした講習会

調査研究

新しい検査・分析法や効率的、効果的な分析法などの開発に取り組んでいます。各分野の技術や知見を結集するとともに、国の研究機関や民間企業等と連携して調査研究を進めることもあります。開発した技術をマニュアル化するなど検査業務に活用しています。

分析試験結果の信頼性確保

検査等業務の実施に当たっては、ISO/IEC 17025 又は優良試験所規範 (GLP) の考え方等により、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理及び技術管理を推進し、必要な記録の励行と確認、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行うことにより品質保証体制を構築しています。

職場における労働安全衛生の水準の向上

「FAMIC安全衛生方針」の表明

安全衛生水準の向上は、法令で定められた事業者の措置義務を果たすことはもちろん、事業場の自主的な安全衛生活動をすることが重要です。

そのため、FAMICにおける労働安全衛生に関する基本的な考え方、理念、課題を明確にし、理事長の責任のもとで継続的に安全衛生水準の向上を図るため、「FAMIC安全衛生方針」を2015年2月24日に表明しました。

この方針のもと、本部、横浜事務所及び全地域センターの各事業場の長が、安全衛生委員会及び職員の意見を踏まえ安全衛生目標を策定しています。

「FAMIC安全衛生方針」


FAMIC 安全衛生方針

農林水産消費安全技術センター（FAMIC）は、科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命としております。業務遂行に当たっては、労働安全衛生関係法令等を遵守し職員の安全と健康の確保を図っていくことが組織の円滑な運営のみならず国民の信頼の確保にも不可欠であることの認識に立ち、下記に基づき業務を推進します。

記

- 労働安全衛生関連法令等を遵守します。
- 全員参加による労働安全衛生マネジメントシステムを構築し適切かつ効果的に実施・運用することにより、すべての事業場において労働災害の防止を図ります。
- 職員間のコミュニケーションを重視し、安全衛生意識の高揚を通じて、事業場における安全と健康の確保を図ります。

平成27年 2月24日
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター理事長
木村 真人

「安全衛生目標」(本部)

安全衛生目標

- 労働安全衛生関係法規、独立行政法人農林水産消費安全技術センター安全衛生管理規程等を遵守し、役職員の安全衛生に対する危険感受性の向上、健康保持増進に取り組みます。
- リスクアセスメントを定期的かつ継続的に実施し、危険性又は有害性の特定を行いリスクの高い要因を優先的に低減します。また、労働災害の発生時には迅速に原因究明・対策を行います。
- 安全衛生委員会、作業主任者等を活用し、職員の意見を積極的に取り入れます。
- 過重労働及びメンタルヘルス不調による健康障害を防止するため、衛生管理体制の充実を図ります。
- 事務室・作業室の不用物品の撤去を徹底します。
- 整理・整頓・清掃・清潔・習慣について諸会議等で繰り返し伝達し、定着を図ります。

(本事業場の長)
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター理事長
木村 真人

III 環境配慮の取組に関する目標・計画

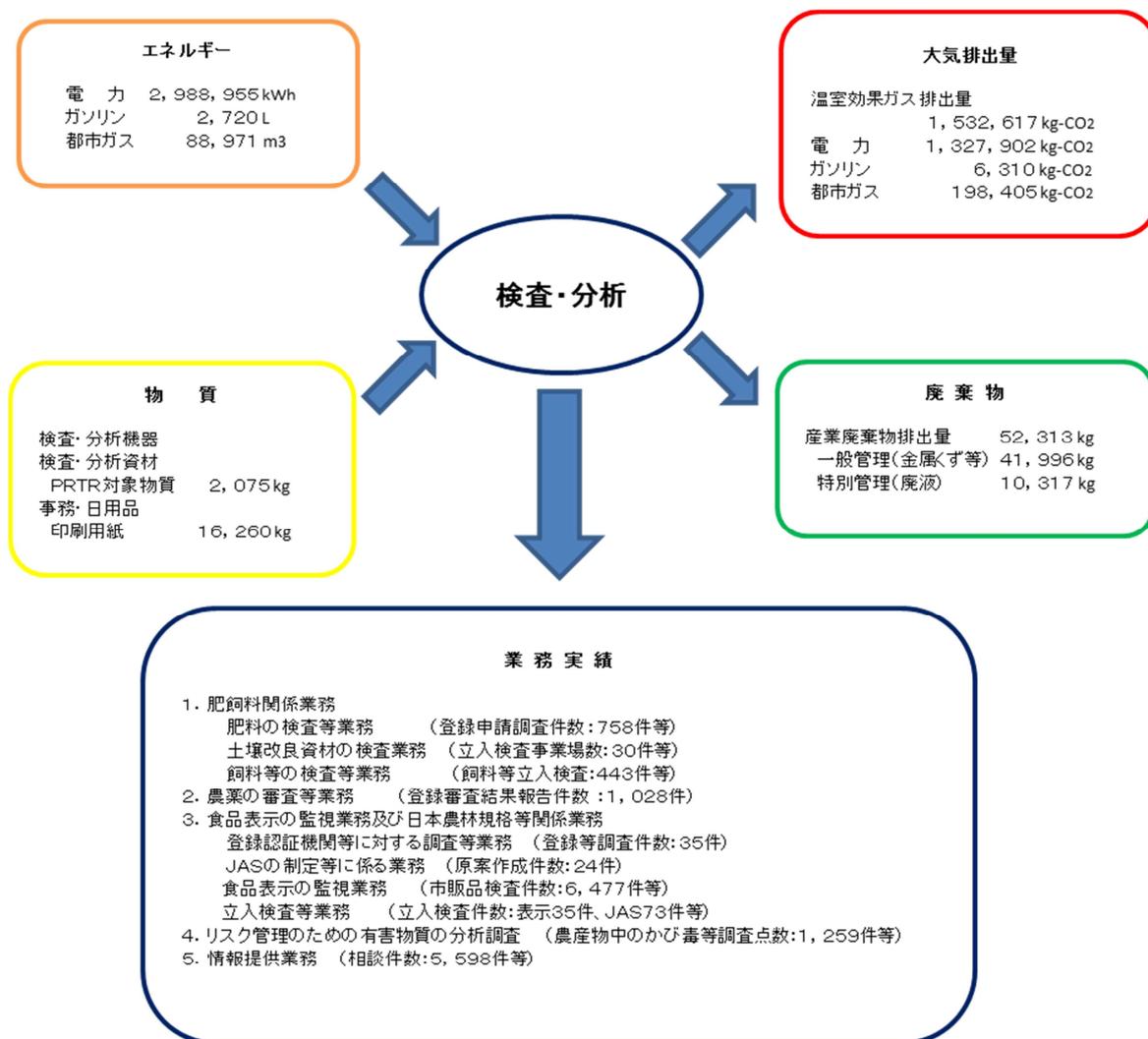
◎概要

FAMICは、肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析を主要な業務としていますが、その実施に当たっては多くのエネルギーや資源を消費し、環境に負荷を与える物質を排出しています。

関連する諸法規等の遵守に努めるとともに、環境への配慮と省エネルギーに常に留意し、消費者の信頼の確保に努めていくことが重要です。

このため、2015年度から、FAMICの業務活動における環境配慮を計画的・体系的に推進するための体制を整備しました。

○FAMIC環境負荷の全体像(2018年度)



◎環境配慮の基本方針

環境配慮への取組について、FAMICの基本姿勢を明らかにするため「環境配慮の基本方針」を定めました。

FAMICにおける環境配慮の基本方針

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）は、科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命としており、環境保全や資源の有効利用の促進に関する法律等の理念にのっとり、環境への負荷低減等の責務を積極的に果たしていくことが、組織の円滑な運営のみならず国民の期待にも応えることになるとの基本認識に立ち、下記に基づき業務を遂行します。

記

1. 環境保全等に資する各種関連法令を遵守し、検査・分析等に使用する化学物質等を適切に管理・使用し、また、廃液等を適切に処理します。
2. 資源の有効利用の促進の観点から、検査・分析に必要な分析機器等の効率的利用を図ります。
3. また、業務の実施に不可欠な水、電気、ガス、紙類等の効率的利用を図り、特に紙類については、リユース、リサイクルにも取り組みます。
4. グリーン購入法に基づくグリーン調達の実施に努めます。
5. 上記の他、役職員への環境教育の実施やFAMICにおける環境配慮の取組状況の発信等を通じて環境への配慮を求める国民の声に応えます。

平成27年6月1日
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター理事長

木村真人

◎環境配慮への行動目標

「環境配慮の基本方針」で示した5つの方針について、具体的に取り組む内容を「行動目標」として決めました。

F A M I Cにおける環境配慮への行動目標

- 1. 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄（分析業務）**
 - 1) 各種関連法令や条例の遵守（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等）
 - 2) 廃棄物の削減に配慮した化学物質の適正な管理
 - 3) 分析終了後の廃有機溶剤、廃酸・アルカリ溶液、廃棄農薬等の適正な処理
 - 4) 局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の適正な処理
 - 5) その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理
- 2. 分析機器等の効率的利用（分析業務）**

省資源、省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用
- 3. 水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクル（管理業務）**
 - 1) 水、電気、ガス、ガソリン、灯油等各種資源の消費節減への計画的・体系的な取組
 - 2) 物品管理の徹底、紙類の有効活用及び業務の電子化によるペーパーレス化を通じた紙類消費の削減
 - 3) 分別廃棄等によるリサイクルの促進
- 4. グリーン購入法に基づく調達推進（管理業務）**
- 5. 役職員への環境教育の実施、F A M I Cにおける環境配慮への取組状況の発信**
 - 1) 上記1から4の周知・推進に向けた役職員への定期的環境教育
 - 2) 定期刊行物、ホームページ、施設見学、一般公開等の機会を活用した取組状況の社会への発信

平成27年6月1日

独立行政法人

農林水産消費安全技術センター理事長

木村 眞人

◎環境計画

「環境配慮の基本方針」に基づき「環境配慮への行動目標」で示した取組み実現のための「行動計画」を盛り込んだ、「平成30年度環境計画」を策定しました。

平成30年度環境計画

農林水産消費安全技術センター
(略称:FAMIC)

1. 対象となる範囲

・対象期間

平成30年度(平成30年4月～平成31年3月)

・対象組織・分野

FAMICにおけるすべての業務を対象とします。

2. 事業活動に係る環境配慮の計画

FAMICでは環境に配慮して次の事柄に取り組んでいきます。業務の遂行にあたっては、さらなる効率化を図り少しでも環境負荷を小さくしていきます。また、フロン類の排出抑制や地下水汚染の未然防止のための取組について強力に推進していきます。

行動目標	行動計画	関係法規等
1. 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄(分析業務) 1) 各種関連法令や条例の遵守(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等)	○有害物質を使用・貯蔵等する施設に係る地下水汚染の未然防止のための取組	1. 法律 ○「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号) ○「水質汚濁防止法」(昭和45年法律第138号) ○「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成11年法律第86号)

(Ⅲ 環境配慮の取組に関する目標・計画)

行動目標	行動計画	関係法規等
<p>2) 廃棄物の削減に配慮した化学物質の適正な管理</p> <p>3) 分析終了後の廃有機溶剤、廃酸・アルカリ溶液、廃棄農薬等の適正な処理</p> <p>4) 局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の適正な処理</p> <p>5) その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理</p>	<p>○廃棄物の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品及び薬品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。 <p>○試薬類の適正な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残余の発生量を少なくし無駄な廃棄等の防止に努める。 <p>○実験室での廃有機溶媒、廃酸、廃アルカリ等の分別処理</p> <p>○環境中への大気汚染物質の排出削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局所排気装置及びスクラバーの適切な使用及び定期的点検・整備。 <p>○地球温暖化とオゾン層破壊の原因となるフロン類の排出抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器等の定期的点検 ・ノンフロン機器の導入を検討する。 <p>○廃棄物の適正な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理業者に引き渡すまでの期間、廃棄物を適正に管理する。 <p>○廃棄物の適正な処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な分別を行い、適正な処理が可能な業者へ委託する。 	<p>○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)</p> <p>○「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(平成13年法律第64号)</p>
<p>2. 分析機器等の効率的利用(分析業務)</p> <p>省資源、省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用</p>	<p>○分析を集約して行うことで分析機器を効率的に利用し、稼働していない又は連続通電を要しない期間は電源を切るなど省資源・省エネルギーに努める。</p> <p>○分析に当たっては、用紙類の使用量削減に努める。</p> <p>○購入から相当年数が経過し、エネルギー効率が悪いと考えられる分析機器等については、更新を検討する。</p>	<p>1. 国際協定</p> <p>○「気候変動枠組条約」</p> <p>2. 法律</p> <p>○「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)</p> <p>3. 政府方針</p> <p>○「当面の地球温暖化対策に関する方針」</p>

(Ⅲ 環境配慮の取組に関する目標・計画)

行動目標	行動計画	関係法規等
		(平成 25 年 3 月 15 日地球温暖化対策推進本部決定)
<p>3. 水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクル(管理業務)</p> <p>1) 水、電気、ガス、ガソリン、灯油等各種資源の消費削減への計画的・体系的な取組</p> <p>2) 物品管理の徹底、紙類の有効活用及び業務の電子化によるペーパーレス化を通じた紙類消費の削減</p>	<p>○省エネルギーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ型OA機器等の導入・パソコン、コピー機等のOA機器、冷凍冷蔵庫、エアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、更新及び新規購入に当たり、エネルギー消費のより少ないものを導入。 ・節電効果の高いLED照明への更新を検討。 <p>○節電の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務機器等のスイッチの適正管理による待機電力の削減、省エネモードの設定など適切に使用。 ・庁舎内における冷暖房温度の適正管理を徹底し、クールビズ、ウォームビズを励行。なお、クールビズ及びウォームビズについては、政府の実施期間に準ずるものとする。 ・冷房中のブラインド使用の励行。冷暖房中の窓及び出入口の開放禁止。 ・昼休みは、原則消灯。夜間における照明も業務上必要最小限の範囲で点灯し、それ以外は消灯。 ・ハイブリッドファン導入の検討 ・ライトダウンキャンペーンの実施 <p>○用紙類の使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷・集約印刷・両面コピーの促進。 ・使用済み用紙の裏紙使用を促進するため、コピー機等に「裏面再利用」スタンプの設置。 ・毎月コピー機の使用枚数を確認。使用状況を把握し、紙類消費の削減を検討。 ・会議等の目的を踏まえた配付資料の作成(ノーツによる周 	<p>1. 国際協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「気候変動枠組条約」 <p>2. 法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号) ○「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号) ○循環型社会形成推進基本法 (平成 12 年法律第 110 号) ○資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号) <p>3. 政府方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「当面の地球温暖化対策に関する方針」(平成 25 年 3 月 15 日地球温暖化対策推進本部決定)

(III 環境配慮経営の概要)

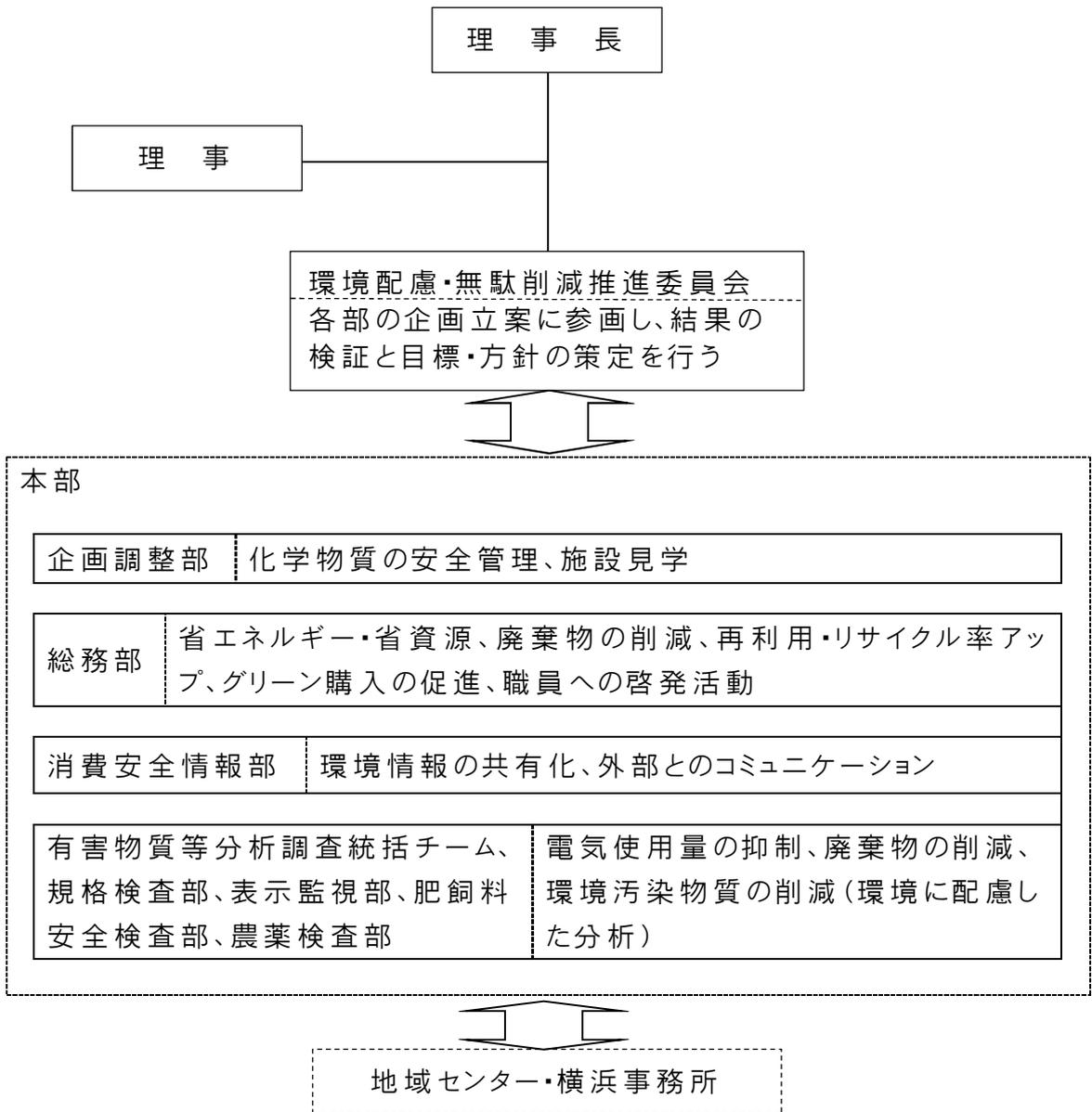
行動目標	行動計画	関係法規等
<p>3) 分別廃棄等によるリサイクルの促進</p>	<p>知の活用) ・WEB会議システム及びプロジェクターの活用 ・各種配付資料等について電子メールの活用及びグループウェアの掲示板機能等の活用によりペーパーレス化を促進。 ○再使用の促進 ・リサイクル可能製品の使用の促進、使い捨て製品の購入の抑制を図る。 ・コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用の促進。 ○資源ゴミの分別 ・不用となった書類は、クリップ、バインダー等の金具を外して分別回収。</p>	
<p>4. グリーン購入法に基づく調達 の推進(管理業務)</p>	<p>○事務用消耗品類のグリーン商品の購入 ○分析機器等に付属するワークステーションを購入する際はグリーン商品の購入を検討する。</p>	<p>1. 法律 ○「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 12 年法律第 100 号)</p>
<p>5. 役職員への環境教育の実施、FAMICにおける環境配慮への取組状況の発信 1) 上記1から4の周知・推進に向けた役職員への定期的環境教育 2) 定期刊行物、ホームページ、施設見学、一般公開等の機会を活用した取組状況の社会への発信</p>	<p>○環境保全に対する職員への啓発 ○ネットワークを利用した各種環境情報の共有化 ○その他 ・ポスターやグループウェアの掲示板機能等の活用による節電の意識啓発。 ・節電対策について、その対策が不十分な時は必要な措置を講ずる。 ○環境報告書2018の発行及びホームページへの掲載 ○施設見学者等への環境配慮の取組状況の説明 ○ホームページの活用</p>	<p>1. 法律 ○「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(平成 16 年法律第 77 号)</p>

(1) 環境マネジメントの推進体制

FAMICでは、環境配慮・無駄削減推進委員会を設置し、本部、横浜事務所及び地域センターで組織的に環境に配慮した業務の実施に取り組むとともに、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に取り組んでいきます。

(Ⅲ 環境配慮の取組に関する目標・計画)

環境配慮の取組の体制



(2) 環境マネジメントの運営方法

環境保全の取組について、環境配慮・無駄削減推進委員会において計画(Plan)を立て、実施(Do)し、適切に管理されているか点検(Check)し、改善が必要な点について見直し(Act)を行うサイクル(PDCAサイクル)を繰り返しながら、環境保全の推進や環境への負荷の低減を継続的に行っていきます。

環境計画の遂行状況の適時把握に努め、見直し改善を図っていきます。

IV 環境計画(行動目標・計画)の取組状況

◎行動目標1

－ 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄(分析業務)－

(1)各種関連法令や条例の遵守(水質汚濁防止法等)

各種化学物質の使用状況にあたって、一時保管、廃棄指定場所における漏洩防止の徹底をしています。また、定期的(四半期ごと)に排水の検査を実施しており、排水中の有害物質濃度が検出限界以下であることを確認しています。

(2)廃棄物の削減に配慮した化学物質の適正な管理

薬品の管理

肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析に様々な薬品を使用しており、その中には毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)で指定されている毒物及び劇物や、消防法(昭和23年法律第186号)で指定されている危険物が含まれています。

なお、薬品の管理にあたっては、薬品管理システムを導入し、薬品瓶1本ごとにバーコードラベルを貼付して識別・管理しています。

これらの薬品の安全な保管、取扱い及び廃棄にあたっては、全事業所共通のマニュアルを作成し、本部及び各地域センター等に配置した管理者の下、適切な取扱いを徹底しています。



薬品管理システム



薬品瓶バーコード

(IV 環境計画(行動目標・計画)の取組状況)



薬品保管庫



薬品保管庫内部

PCB(ポリ塩化ビフェニル)の適正管理

PCBは1973年に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)において製造や新たな使用が禁止され、PCB廃棄物は事業者において保管することが義務づけられました。

また、2012年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成13年政令第215号)の一部が改正され、PCB廃棄物の新たな処理期限は2027年3月31日と定められました。

現在、FAMICにおいては、蛍光灯などの安定器181個、ノンカーボン紙57.4kg、薬品2,408.4g及び3mL、PCBを含む油4.86Lを専用保管庫などで適正に保管しています。

なお、保管状況については、「安全衛生委員会」において適宜確認しております。

安定器等



薬品



(Ⅳ 環境計画(行動目標・計画)の取組状況)

PRTR法に指定されている物質の排出量管理

肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析に使用する化学物質について、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号。以下「PRTR法」という。)に基づき、使用量の把握を行っています。2018年度においては、同法の届出対象となる化学物質を122物質使用しましたが、それぞれの届出対象となる化学物質の使用量については、いずれの事業所においても、届出が必要となる数量以下でした。

FAMICで使用した主なPRTR対象物質(2018年度)

(単位:kg)

事業所名	物質名				
	アセトニトリル	ノルマル-ヘキサ	ジクロロメタン	クロロホルム	トルエン
札幌センター	4 1	1 5	—	6	—
仙台センター	8 9	2 6	—	3	3
本部	4 1 6	8 2	4	6	1
農薬検査部	2 8 9	8 4	1 3 5	—	9
横浜事務所	1 1 0	5 8	—	1	9
名古屋センター	6 6	1 4	—	1	1
神戸センター	2 9 1	1 1 3	—	1 8	1 0
福岡センター	1 0 1	2 9	—	5	1

※本部・農薬検査部・横浜事務所については別々に算出。

(参考)

PRTR法は、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、事業者による自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としており、管理の対象となる化学物質は562物質あり、そのうち、462物質が排出量等の届出対象とされています。(2019年3月31日時点)

(3)分析終了後の廃有機溶剤、廃酸・アルカリ溶液、廃棄農薬等の適正な処理

廃液の分別については、各事業所で廃液分別図を作成して適切な分別を行っています。分別にあたっては、廃有機溶媒、廃酸、廃アルカリ毎に、廃液タンクに貼付する廃液分類カードを色分け区分して識別しやすくし、適切な分別を行っています。



廃液分類カード



廃液分類カードの色分け

(4)局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の適正な処理

環境汚染物質低減対策及び有害ガス処理装置(スクラバー)の保有状況

試料を検査・分析する際、硫酸、硝酸、過塩素酸などによる酸分解のほか、PRTR対象物質を含む有機溶媒などによる溶媒抽出を行っています。

これらの作業では、酸や有機溶媒などが揮散し有害ガス化するため、局所排気装置(ドラフトチャンバー)のある場所で行うことで作業員への曝露を防止するとともに、ドラフトチャンバーで吸引された有害ガスは、有害ガス処理装置(スクラバー)で中和または吸着除去することで環境汚染物質の排出削減に努めています。

なお、スクラバーは、有害ガスの種類に応じて、次の2種類を保有しています。



排気装置(ドラフトチャンバー)

(Ⅳ 環境計画(行動目標・計画)の取組状況)

○排ガス洗浄装置(湿式・乾式スクラバー)

全事業所合計で93台保有しており、湿式は硫酸や硝酸などの酸性ガスの中和、乾式はアセトニトリルなどの有機溶媒の活性炭吸着除去に用いています。

これらの装置は、職員による自主定期検査にて、外観や作動状況(異音)を点検をし、年に一度、業者による保守点検を行っています。

これらによって、装置が良好な状態で維持され、大気汚染防止、そして環境負荷低減を図っています。



湿式スクラバー 本部(屋上)



屋上スクラバー群 本部(屋上)

(5) その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理

地球温暖化とオゾン層破壊の原因となるフロン類の排出抑制

FAMICでは、業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器等の定期点検を実施し、適切な温度管理によるフロン類の排出抑制を図っています。

機器等の購入にあたっては、フロン排出抑制法に則り、特定フロンを使用していない旨を仕様書で明示するなど、フロン類排出抑制を踏まえた購入に努めています。

放射性同位元素の適正管理

放射性同位元素は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)により、使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱いが定められ、事業場における放射線障害を防止するとともに、一般公共の安全確保を図ることが義務付けられました。

FAMICにおいては、ガスクロマトグラフの検出器のECD用線源2個及び表示付認証機器のECD用線源6個を法令に基づき適正に使用しています。



作業場入り口



ガスクロマトグラフ

ECD……(エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ(電子捕獲検出器))

廃棄物の適正な管理及び処理

FAMICから排出される廃棄物は、主に「事業系一般廃棄物」と検査・分析で排出される廃油や腐食性の廃酸・廃アルカリなどの「特別管理産業廃棄物」の2つに分けられます。

事業系一般廃棄物は、事業所ごとに分別後、FAMICあるいは合同庁舎管理官庁が委託した産業廃棄物処理許可業者が回収し、処理場で処理されます。

(IV 環境計画(行動目標・計画)の取組状況)

なお、FAMICでは5カ所の事業所が合同庁舎に入居していることから、事業系一般廃棄物の個別の排出量は算定できません。

特別管理産業廃棄物は、廃棄物業者に引き渡すまでの間、特別管理産業廃棄物保管場所において適正に管理しています。この管理の徹底を図るため、新規採用者への研修等も実施しています。



特別管理産業廃棄物
保管場所



特別管理産業廃棄物保管場所内
における廃液管理

また、処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)で規定される分類に沿って区分して回収し、廃液処理業者等に処理を委託しています。

特別管理産業廃棄物のうち廃液に係る2018年度のFAMIC全体での排出量は、廃油、腐食性の廃酸・廃アルカリが10,317kgとなり前年度(11,290kg)と比べて減少しました。

廃液の区分及び管理については、事業所ごとにマニュアルを作成して職員に周知徹底し、適正処理を行っています。

廃液以外の特別管理産業廃棄物は、廃棄物処理関係法令に基づき、事業所ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設けて、FAMIC内で回収を行い、特別管理産業廃棄物収集・運搬業者や特別管理産業廃棄物処分業者などに処理を委託しています。

なお、当該廃棄物については、産業廃棄物管理票(マニフェスト)などにより適正に処理されていることを、検査職員がその都度確認しています。

◎行動目標2 -分析機器の効率的な利用-

分析機器の購入又は更新にあたっては、「分析機器整備・管理委員会」において緊急性・必要性和併せて効率的な利用についても審議しました。

検査試薬・試料を保管する冷凍冷蔵庫は、稼働時間が長く電力消費量が多い分析機器ですが最新型は省エネタイプとなっているため、2018年度は、購入後10年以上経過している機器のうち、老朽化により温度調節機能が低下している冷蔵庫等3台を更新すると同時に集約化を行い、2台を削減しました。

また、FAMICが所有している分析機器の中でも保有台数が多い超純水製造装置について、必要性を精査することにより集約化を行い、2台を削減しました。

※参考

超純水製造装置は、水道水または純水から有機物や無機物、微粒子、気体などを様々な工程を経て取り除き、非常に純度の高い水(超純水)を精製する機械。



(超純水を試薬調製または試料溶液の希釈に使用する分析例)

- ・DNA検査
- ・無機元素分析

◎行動目標3

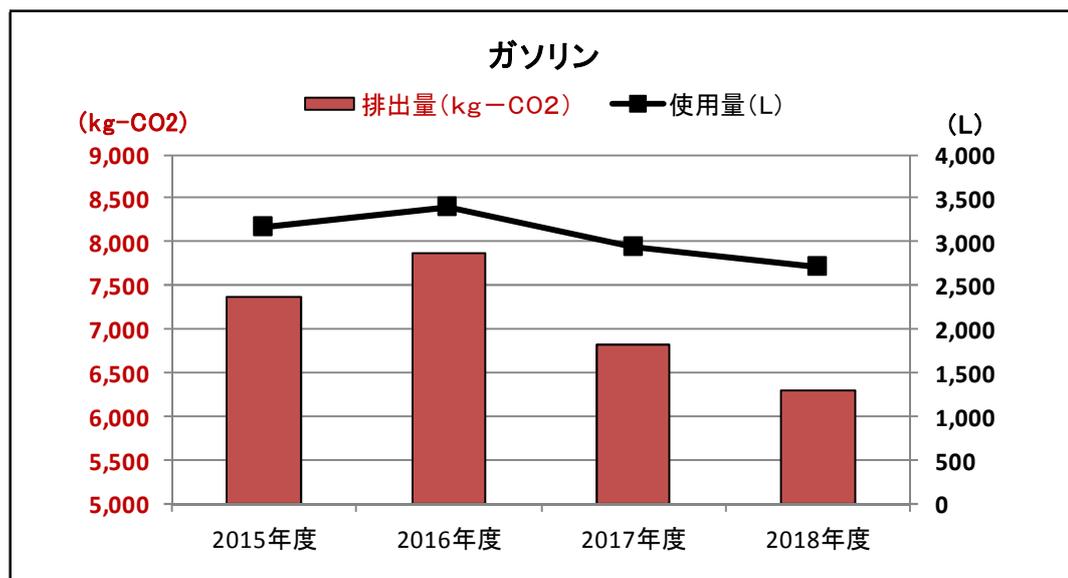
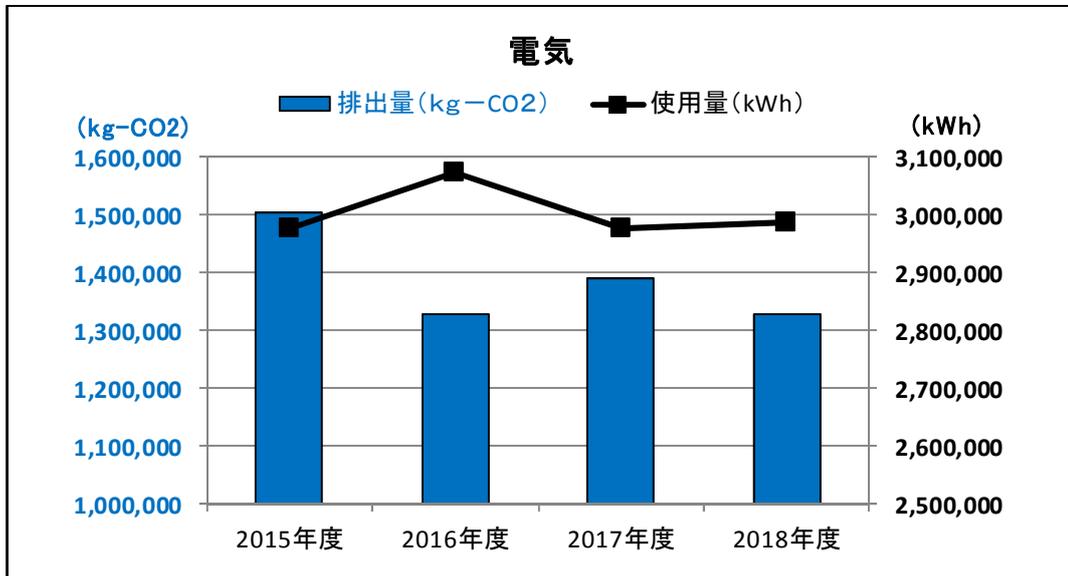
ー水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクルー

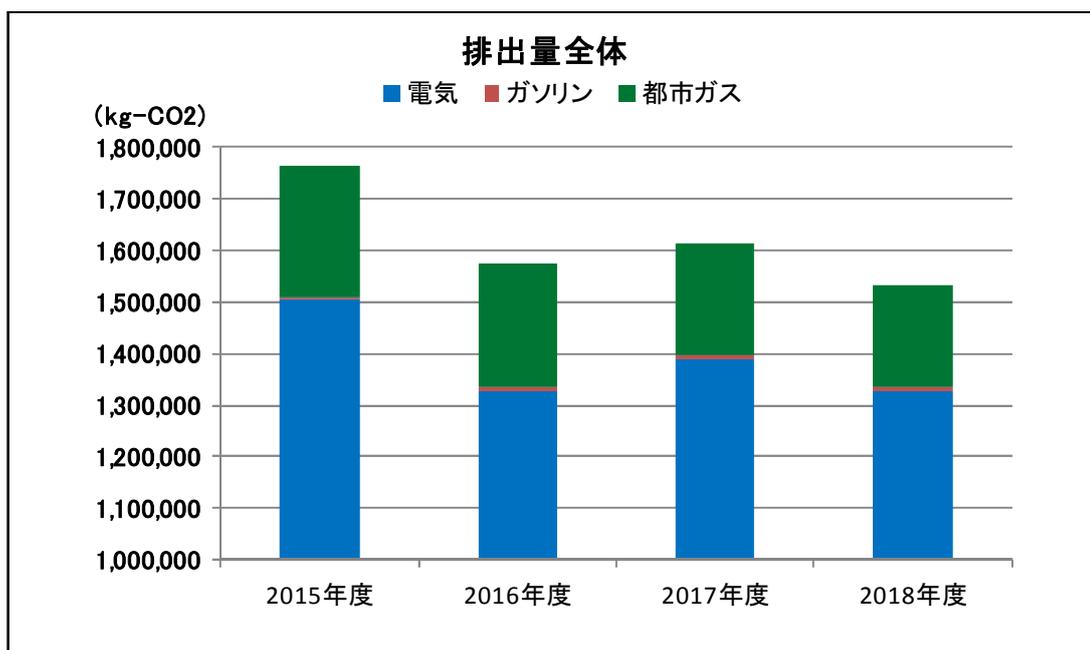
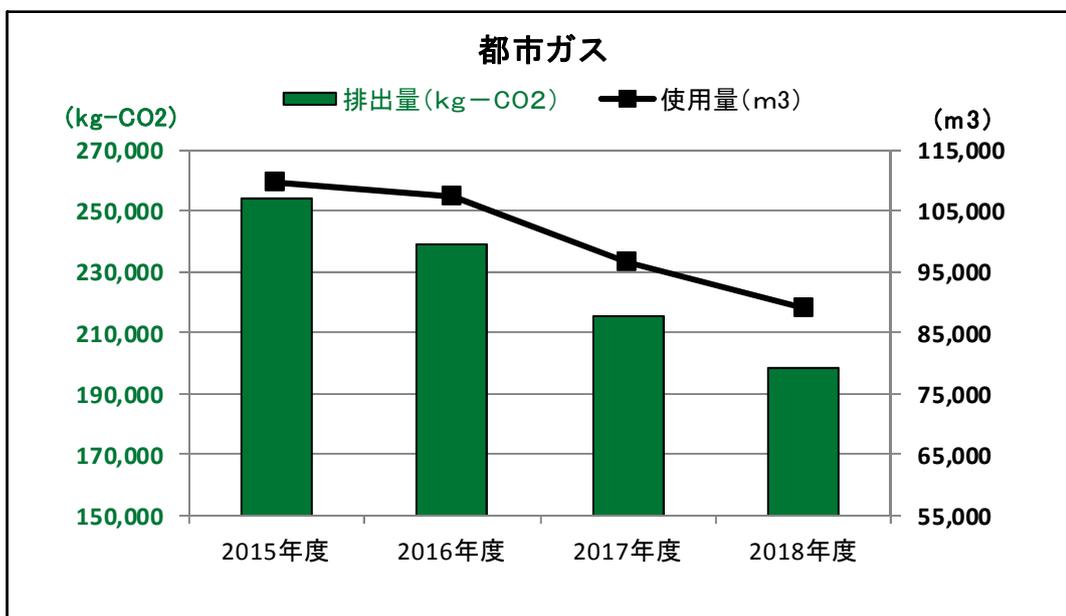
(1)水、電気、ガス、ガソリン等各種資源の消費削減への計画的・体系的な取組

環境負荷・環境配慮に関連した指標の推移

○温室効果ガス(エネルギー由来二酸化炭素)算定排出量

(各年度の排出量は、その年度の契約業者の排出係数で算出)





○水道使用量

水道使用量 (m ³)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	対 前年度比
	9,271	8,890	8,900	7,580	85.2%

※ 合同庁舎に入居している本部及び地域センターのガソリンを除く各使用量については、入居官署間で按分されています。

(Ⅳ 環境計画(行動目標・計画)の取組状況)

2018年度における使用量については、電気は前年度とほぼ同量、ガソリン約92.5%、都市ガスは92.1%と前年度より減となりました。また、水道使用量についても、85.2%となっており前年度より減となっています。

なお、排出量については、各項目ともに前年度より減となっています。

単独庁舎にみる光熱水量の推移

FAMICには、他の官署が維持・管理している合同庁舎に入居している庁舎(本部(含む横浜)、札幌、仙台、名古屋)と、FAMICが単独で維持・管理している庁舎(小平、神戸、福岡)があります。

単独庁舎には、他官署との共用部分が無いことから、FAMIC単独の電気量、ガス量、水道量の個別集計ができ、その推移において、2018年度は、対2015年度比で概ね削減されています。

電気量(kWh)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	対 2015年度比
小平	667,637	653,733	652,479	664,421	0.5%減
神戸	829,885	917,818	825,821	763,422	8.0%減
福岡	211,086	217,690	207,711	194,979	7.6%減

ガス量(m ³)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	対 2015年度比
小平	49,610	49,460	47,982	48,241	2.8%減
神戸	35,181	31,680	25,019	18,011	48.8%減
福岡	17,430	22,939	21,886	19,574	12.3%増

水道量(m ³)	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	対 2015年度比
小平	3,289	3,128	2,669	2,691	18.2%減
神戸	3,276	3,359	3,803	2,765	15.6%減
福岡	768	772	721	664	13.5%減

省エネルギーの推進、節電の徹底

FAMICでは、「環境配慮・無駄削減推進委員会」において、毎年度、光熱水料等の節約、コピー用紙の使用量削減などの取組目標を定め、職員に無駄削減の意識を向上させるため活動等を行っています。

冷暖房温度の調整、昼休み時間の室内照明の消灯、機器の購入あるいは更新時の省エネタイプの採用、省エネタップの導入などにより光熱量の節約を図る取組を行っています。また、毎年実施している地球温暖化防止対策の一環であるクールビズについても、5月1日から9月30日の間実施しました。



昼休みの室内消灯(本部)

(IV 環境計画(行動目標・計画)の取組状況)

小平庁舎や神戸センターでは、条例に基づき緑化の取組を通じて、環境配慮(冷房効率の向上、ヒートアイランド現象の緩和)に取り組んでいます。



小平庁舎屋上



神戸センター正面緑化

物品管理の徹底、紙類消費の削減

用紙類の使用量削減の取り組み

資料の印刷に当たっては、両面印刷、ツーインワン(2ページを1ページに印刷)等の徹底、使用済みコピー用紙の裏紙を使用するなど、コピー機、プリンターの使用抑制によるコピー用紙の節約に取り組んでいます。

また、電子メール、WEB会議システムやプロジェクター等の利活用によるペーパーレス化にも努め、コピー用紙の削減に取り組んでいます。

引き続き用紙類の使用量の削減に向け各部門、事業所ごとに節約に取り組んで参ります。

※FAMICにおけるコピー用紙使用量

	2017年度	2018年度
使用量 (箱)	1,606	(96.0%) 1,541

さいたま新都心(合同庁舎)の環境配慮

本部が入居している「さいたま新都心合同庁舎」では、屋上に設置されたソーラーパネルにより太陽光発電を行い利用しています。

また、現在の発電量を数値表示することで、『見える化』をし、往来する人々への環境配慮を啓蒙しています。

撮影時の発電量は14.0kwを示しており、一般家庭が必要とする電力量(約10kw)を上回っていました。



分別廃棄等によるリサイクルの促進

全ての事業所で、グループウェア、電子メールの活用によるペーパーレス化、使用済み用紙の裏面利用、両面印刷の推進による一般廃棄物の削減に取り組んでいます。

また、ゴミの分別回収を徹底し、リサイクルに努めています。



ストックレー(分別と裏紙利用)

2006年度からプリンターの再生トナーの利用を開始するとともに、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。家電リサイクル法。)に基づき、2018年度においては、電気冷蔵庫5台及び洗濯機1台を適正に処分しました。

ゴミの分別状況(本部 3階ゴミ置き場)



その他、検査・分析で使用する薬品についても、薬品ビンを廃棄処分とせず、リサイクルを行っています。

空きビンの保管及び回収用段ボールへの箱詰状況(本部)



(Ⅳ 環境計画(行動目標・計画)の取組状況)

◎行動目標4 –グリーン購入法に基づく調達の推進–

FAMICでは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。グリーン購入法。)及び環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成31年2月8日変更閣議決定)に基づき、2018年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成・公表しています。

FAMICは、環境への負荷の少ない物品の購入を積極的に進めており、「特定調達物品」に関しては、2018年度の調達目標を100%と設定し、全て目標値を達成しました。

なお、「特定調達物品」以外の物品も、環境に負荷の少ないものを調達するように努めています。

主な物品のグリーン購入の状況(2018年度)

分野	品目	目標値	総調達量	特定調達物品等の調達量	目標達成率
紙類	コピー用紙	100%	16,251.0 kg	16,251.0 kg	100%
	塗工されていない印刷用紙	100%	0.0 kg	0.0 kg	100%
	塗工されている印刷用紙	100%	8.0 kg	8.0 kg	100%
	トイレトペーパー	100%	908.0 kg	908.0 kg	100%
文具類	シャープペンシル	100%	100本	100本	100%
	ボールペン	100%	703本	703本	100%
	マーキングペン	100%	1,123本	1,123本	100%
	粘着テープ(布粘着)	100%	110個	110個	100%
	のり(固形)	100%	97個	97個	100%
	ファイル	100%	6,140冊	6,140冊	100%
	事務用封筒(紙製)	100%	30,200枚	30,200枚	100%
	タックラベル	100%	2個	2個	100%
	付箋紙	100%	626個	626個	100%
オフィス家具等	いす	100%	9脚	9脚	100%
	収納用什器(棚以外)	100%	1台	1台	100%
O A 機器等	電子計算機(購入)	100%	296台	296台	100%
	プリンタ等(購入)	100%	17台	17台	100%
	記録用メディア	100%	21個	21個	100%
	一次電池又は小形充電式電池	100%	424個	424個	100%
	トナーカートリッジ	100%	392個	392個	100%
	インクカートリッジ	100%	181個	181個	100%
照明	蛍光灯(レピッドスタート形又はスタータ形)	100%	113本	113本	100%
制服・作業服	作業服	100%	398着	398着	100%

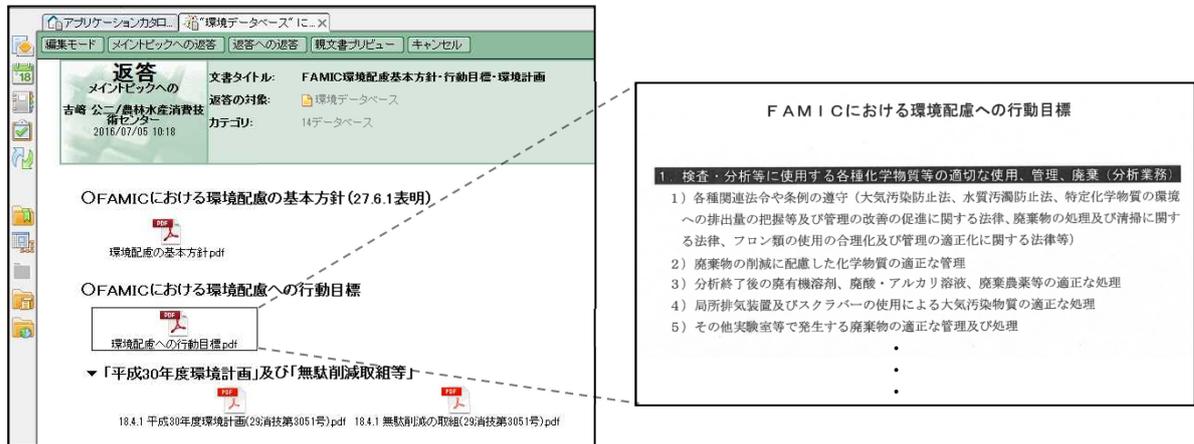
※ 「特定調達物品等」とは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条に定める「国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の基準を満たす物品等」のことです。

◎行動目標5 – 役職員への環境教育の実施、FAMICにおける環境配慮への取組状況の発信 –

(1) 役職員への定期的教育環境

FAMICでは、グループウェア内に「環境データベース」を作成し、役職員への環境に関するFAMICの取組について周知を図るため、「FAMIC環境配慮基本方針、行動目標、環境計画」の掲載、これまで公表してきた「環境報告書」掲載や、環境に係る法令等の掲載など、環境に関する意識の向上に努めています。

○FAMICグループウェアの「環境データベース」



「環境データベース」における「環境配慮基本方針、行動目標、環境計画」の掲示



他法人の環境報告書

(2) 定期刊行物、ホームページ、一般公開、施設見学等の機会を活用した取組状況の社会への発信

ステークホルダーへの対応

○ FAMICホームページ

FAMICのホームページでは、食の安全と消費者の信頼を確保するため、肥料、農薬、飼料、ペットフードなどに関する安全性の検査や食品の表示などに関する検査の情報、食品や農業生産資材に関する情報など、生産者、事業者などの関心の高い情報を科学的観点から分かりやすく掲載しています。

また、環境報告書についてもホームページ上で公表しています。

FAMIC ホームページアドレスは、

<http://www.famic.go.jp/>です。



FAMICホームページ(トップページ)

○ 広報誌「大きな目小さな目」

FAMICでは農業生産資材の安全性に関する情報や、食品の品質・表示などに関する情報を分かりやすく解説しながら、各種の情報提供を行うため広報誌を発行しています。この広報誌は年4回作成し、図書館、学校・教育関係、地方公共団体、その他関連団体等に配付しています。

なお、「大きな目小さな目 58号(2019年秋号)」では「環境報告書 2019」を発行したお知らせを掲載予定です。



環境に関する社会貢献活動等

○ 農薬検査部一般公開

住宅地内に所在する農薬検査部(小平庁舎)では、年に一度、施設の一般公開を実施しています。

このイベントは、農薬検査部を中心としたFAMIC業務内容の紹介を通じて、近隣住民をはじめ消費者の皆様へ、農薬の役割、農産物の生産過程における安全性及び食の安全を確保するために国の機関が連携して取り組んでいること、農薬登録制度のしくみなどを知っていただくとともに、農薬使用における環境への安全性確保の取組についてもアピールする機会となっています。

また、子どもたちには、農薬に関連する科学実験などを通じて、科学に関心を持ってもらえるよう、職員の手作り企画を提供しており、ご来所いただいた皆様は楽しみながら、いつの間にか農薬への関心を高めてお帰りになられています。

※一般公開会場の風景



農薬とはどういうものを易しく解説



生物農薬や被害作物、病害虫の観察



職員が開発した思わず盛り上がる
農薬カードゲーム



水生生物の観察やポスター発表

(Ⅳ 環境計画(行動目標・計画)の取組状況)

○ 施設見学会の開催

FAMICの業務に関心のある消費者・事業者・学生などの皆さんの希望に応じて、施設見学会を実施(2018年度実績:FAMIC全体で34回、延べ575人)しています。見学会では、FAMICの事業内容の説明などを行うとともに、環境に配慮した取組として、検査などで発生する有害物質の排出を浄化する設備を紹介しています。



○ こども霞が関見学デーへの参加

夏休み期間中に子どもたちを対象に各省庁において開催されている「こども霞が関見学デー」に参加し、FAMICの業務に関係する簡単な実験を体験してもらうことにより、子どもたちの科学への興味や理解の増進に努めています。



V 環境報告書に対する外部の方からの意見

FAMICでは、環境報告書の信頼性を高めるため、外部有識者の方からご意見をいただいております。

一般社団法人 日本科学飼料協会理事長
竹中 昭雄 氏



～環境報告書2019を読んで～

毎年のように発生する豪雨被害や台風の強大化など、気候変動によるものと考えられる極限気象現象が多くみられるようになり、これまで経験した中でも最大級の台風により引き起こされた停電などの災害は、まだ記憶に新しく残されています。これらの原因のひとつとして、人類による二酸化炭素などの温室効果ガスの排出増加によるものであると指摘されています。気候変動の影響は、農畜産物生産への悪影響ばかりではなく、温暖化による疾病の分布変化や爆発的な流行へとつながり、食料の安定供給にも重大な影響を及ぼす可能性があります。

このような状況の中、農林水産消費安全技術センター(FAMIC)は、その活動を通して農畜産物の安全性確保に大きく貢献していることを高く評価します。また、環境報告書 2019 を拝読し、温室効果ガス削減に通じる環境対策を幅広く推進していることは称賛に値するものです。報告書の前半においては、FAMIC の業務内容を簡明に説明しており、環境配慮の取組に関しては、基本方針、行動目標を設定し、計画に従って着実に取組んでいることがよくわかる構成になっており、写真なども多用しており読みやすい報告書となっています。

報告書の中で、今回特に注目できる点は、多くの業務をこなしながら電気やガスの使用量を着実に削減していることが、非常に見やすいグラフに示されていることと、グリーン購入法に基づく100%の調達を継続している部分で、継続的に環境への対策に取り組んでおられる役職員一同に敬意を表します。

このような活動内容が盛り込まれた素晴らしい報告書となっていますが、今後の参考のために、細かい部分もごさいますが以下について更なるご検討をいただければと思います。

(Ⅴ 環境報告書に対する外部の方からの意見)

- (1) 本報告書は一般の方向けに発行されているものと思いますので、例えば、5ページのGLP制度や6ページのGMPガイドラインなど、聞きなれない略号については、脚注などに簡単な説明を加えた方が、読者にも分かりやすいのではないかと思います。
- (2) 環境計画とその取組状況について、よく記載されていると思いますが、環境計画の書式が行動目標・行動計画・関係法規等の3段票になっていて、実際の計画書をそのまま掲載しているものと思いますが、取組状況の書式とは違って、少し読みにくいと思います。報告書としては、計画と取組状況が対になって読みやすい書式とした方が理解しやすいように思います。また、細かいことですが、行動目標3の取組状況で、(2)項目以降に項目番号が振られていないようです。
- (3) 行動目標5の役職員への環境教育の実施への取組ですが、グループウェア内にデータベースを作成して周知していることは高く評価できますが、実際にどれだけの役職員が活用しているかなどの情報がないため、周知の程度が把握できていないように思われます。実際に、研修会を開催することなども検討されてはいかがでしょうか？
- (4) 社会貢献活動では、一般公開や施設見学会などを積極的に開催しておりこのような活動は高く評価できます。可能でしたら、例えばホームページの閲覧数や一般公開、見学会の参加人数や参加者の概要などを記載していただくと数値化ができて達成度の評価にもつながるものと考えられますので、ご検討をよろしくお願いいたします。

来年は東京オリンピックの開催などがあり、これからも我が国の農畜産物の安全性がより注目されることになると思います。このような状況の中、農業生産資材の安全の確保、食品等の品質の改善に向けたFAMICの使命は益々重要となりますので、今後の更なる発展と環境への取組みの進展を期待しております。

科学的手法による検査・分析により、農場から食卓までのフードチェーンを通じた食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命とします。

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター
<http://www.famic.go.jp/>

